

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の150</u> (2) 再任用職員 <u>100分の70</u> ～ 略 ～	～ 略 ～ (勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の160</u> (2) 再任用職員 <u>100分の75</u> ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この規則は、平成28年6月1日から施行する。</u>